

○金融庁告示第四十五号

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（令和二年政令第二百八十六号）の施行に伴い、中小企業等経営強化法施行令第十五条第二項に規定する金融庁長官の指定する金融機関を定める件（平成二十四年金融庁告示第六十四号）の一部を次のように改正し、同令の施行の日（令和二年十月一日）から適用する。

令和二年九月二十五日

金融庁長官 氷見野良三

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（題名を含む。）は、これを加える。

改正後	<p>〔<u>題名</u>〕中小企業等経営強化法施行令第十六条第二項に規定する金融庁長官の指定する金融機関を定める告示</p> <p>中小企業等経営強化法施行令第十六条第二項に規定する金融庁長官の指定する金融機関は、次に掲げる金融機関とする。</p> <p>「一〇二十 略」</p>
改正前	<p>〔<u>題名を付する。</u>〕</p> <p>中小企業等経営強化法施行令第十五条第二項に規定する金融庁長官の指定する金融機関は、次に掲げる金融機関とする。</p> <p>「一〇二十 同上」</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	